

財務省第10入札等監視委員会 令和7年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和8年1月21日（水） 広島合同庁舎1号館会議室	
委員員	委員長 中川 隆喜 (イル監査法人 公認会計士) 委員 三崎 和也 (三崎法律事務所 弁護士) 委員 山根 明子 (広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授)	
審議対象期間	令和7年7月1日（火）～令和7年9月30日（火）	
抽出案件件	4件	(備考)
競争入札（公共工事）	3件	<p>契約件名：(R7) 下関市上田中町五丁目所在国有地石積擁壁撤去その他工事 契約相手方：株式会社三輪建設工業 (法人番号8260001027372) 契約金額：5,489,000円 契約締結日：令和7年8月8日 担当部局：中国財務局</p> <p>契約件名：呉市上平原町所在国有建物等解体工事設計図書等作成業務 契約相手方：株式会社綜合設計 (法人番号4260001003798) 契約金額：1,650,000円 契約締結日：令和7年9月25日 担当部局：中国財務局</p> <p>契約件名：防府税務署桑山宿舎外壁・居室改修その他工事 契約相手方：有限会社平田防水塗装工業 (法人番号8250002020039) 契約金額：111,221,000円 契約締結日：令和7年7月30日 担当部局：広島国税局</p>
競争入札（物品役務等）	1件	<p>契約件名：令和7年度自動車保守管理委託業務（山口県） 契約相手方：山口マツダ株式会社 (法人番号7250001002237) 契約金額：@73,040円ほか 契約締結日：令和7年9月26日 担当部局：広島国税局</p>
随意契約（物品役務等）	一件	—
応札（応募）業者数1者関連	2件	※呉市上平原町所在国有建物等解体工事設計図書等作成業務・令和7年度自動車保守管理委託業務（山口県）に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 次葉のとおり	回答 次葉のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 契約件名：(R7) 下関市上田中町五丁目所在国有地 　　石積擁壁撤去その他工事 ・落札率が高い理由 ・声掛けした業者が応札しなかった理由 ・調達にあたって工夫した点</p>	<p>確たることは言えないが、施工場所は進入路が急勾配のうえ一部は階段になっており、大型機械やダンプトラック等の出入りが不可能なため、人力作業が中心で効率化が難しいことから、結果として落札率が高くなつたものと考えている。</p> <p>県外の事業者を含む計31者に入札参加を要請しており、一部の事業者から人手が足りないという声があった。また、声掛けした業者は、現場の状況や進入路等、施工条件の特殊性や困難度を把握していることから、応札に消極的となったことも考えられる。</p> <p>建設機械等の搬入ルートを確保するため、隣接土地所有者と事前交渉し、住宅敷地の一部を借りて施工することができるよう条件を整えた。</p>
<p>【案件2】 契約件名：吳市上平原町所在国有建物等解体工事設計図書等作成業務 ・1者応札の理由 ・建築士事務所の繁忙期を事前に把握していたか ・建物解体と家財の廃棄を同時に実施する理由</p>	<p>業務期間が建築士事務所の繁忙期と重なつたことで、他の受注業務との折り合いがつかない等の理由があつたものと考えている。</p> <p>事後に事業者に聴き取りして分かったもの。</p> <p>まとめて実施したほうがコストを抑えられるため。</p>
<p>【案件3】 契約件名：防府税務署桑山宿舎外壁・居室改修その他工事 ・応札者が多い理由 ・予定価格の積算方法</p>	<p>本案件の公告後、競争性を高めるため、10者に入札参加の声掛けを行つており、そのうち5者が入札に参加した。落札者は声掛けを行つた者である。</p> <p>なお、声掛けに応じなかつた業者からは、他の工事を受注し施工中のため人手を割くことができない等の回答があつた。</p> <p>設計業者が見積した金額を参考にして、公表されている各種価格資料により単価を設定し、実勢率を乗じて計算している。</p>
<p>【案件4】 契約件名：令和7年度自動車保守管理委託業務（山口県） ・1者応札の理由</p>	<p>工場の人員を確保できない等のキャパシティの問題や、他社製の電子制御システムの検査は難度が高いといった意見が聞かれた。</p> <p>ただ組織再編等によって人員確保ができ、入札</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・山口県以外の状況 ・様々なメーカーの車両が導入されている理由 <p>【総評】 (案件1) 引き続き、競争性が確保できるよう工夫していただきたい。</p> <p>(案件2) 業務期間の設定について、繁忙期を避けて業務ができるようにするなど、競争性を確保するための工夫をしていただきたい。</p> <p>(案件3) 1回目の入札では、最低入札金額が予定価格を超過したため不落となり、2回目の執行で落札している。落札率は高いが、競争原理は働いている印象。今後も引き続き尽力いただきたい。</p> <p>(案件4) 入札辞退の理由となっている、キャパシティの問題や、他社製の電子制御システムの検査の困難さは早々に解決できるものではないと思うが、各業者から意見を聞く機会を多く設け、実情の把握に努めてもらいたい。</p>	<p>への参加ができる可能性もあることから、引き続き声掛けを行う。</p> <p>他県については、声掛け状況として、鳥取県及び岡山県は3者、島根県及び広島県は2者へ声掛けを行ったが、結果的に1社応札となっている。 契約締結日はいずれも令和7年4月1日である。</p> <p>車両の購入は、全国税局分を国税庁が一括で入札を行い、最も安価な車両を購入していることから、結果として、様々なメーカーの車両となっている。</p>